

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 7 年 1 月 24 日

（ご意見標題） 教職員住宅におけるペットの飼育について

（担当課） 働き方改革推進課、職員厚生課

（ご意見要約）

捨て犬、捨て猫が減らない理由の一つは住宅事情があり、ペット可のアパートは少数で、あったとしても家賃が高額である。公営住宅（特に教員・職員住宅）をペット可にするよう検討をお願いしたい。

（回 答）

1 県立学校教職員住宅について（働き方改革推進課）

県立学校教職員住宅は、県立学校の適正な運営に資するため、昭和 40 年代以降、教職員の福利厚生や円滑な人事配置を目的として設置しております。

教職員住宅においては、鳴き声や臭い等により入居する職員間だけでなく近隣住民にも影響があること、また、教職員住宅自体が築後 30～40 年以上経過しており、ペットの飼育に対応するよう見直した場合、管理費の高騰による入居料値上げも想定せざるを得ないことから、ペットの飼育はご遠慮していただいております。

県教育委員会としましては、県立学校の適正な運用に資するため、引き続き、教職員住宅の適切な維持管理に努めてまいりますので、どうぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

2 知事部局所管の職員住宅について（職員厚生課）

この度は貴重なご意見ありがとうございます。

知事部局所管の職員住宅におけるペットの飼育については、毛・エサ粕・フン等が配水管のつまりや悪臭等の原因となり、他人に迷惑をかける可能性があることや、鳴き声などペットの行動や習性によるトラブルが発生する恐れがあること、また、ペットによるニオイ、汚れ、傷等の対応に費用がかかることなどから、ご遠慮していただいているところです。

県としましては、職員の福利厚生や離島地域における人材確保、公務能率の向

上を図るため職員住宅を設置し、引き続き職員住宅の適切な維持管理に努めてまいります。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。